

保護者各位

宮城県佐沼高等学校長 狩野 秀之
(公印省略)

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第 19 条の規定により、生徒が感染症にかかった場合、本人の治癒と他への感染を防ぐため、「出席停止（欠席扱いとしない）」の措置をとることになっています。医師より感染症と診断された場合は、医師の指示に従って療養させてください。

快復後、登校させる際は下記の報告書を担任へ提出願います(保護者記入・診断書不要)。病院を受診した証明として、**領収書又は処方された薬剤の説明文等のコピーを裏面に貼付**してください。

	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、豆そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ H5N1 を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失する、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	風疹 (三日はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	麻疹 (はしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退後 2 日を経過するまで
	結核 骨髄炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

(切りとらず、このまま提出してください)

出席停止に関する報告書

宮城県佐沼高等学校長 殿

年 組 番 氏名

病 名	
出席停止の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受診した医療機関名	

上記の感染症で出席停止を指示されましたが、主治医の登校許可が出ましたので報告いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名

印